

第7章 屋外広告物に関する事項

屋外広告物に関しては、現在、福島県屋外広告物条例に基づき、都市計画法による用途地域等にあわせて、特別規制地域と普通規制地域に区分し、広告物の種類ごとに詳細な許可基準を設定するとともに、禁止地域や禁止物件等も指定し、良好な景観形成に努めています。

しかしながら、地域の景観特性に応じた景観形成基準では無いことから、今後、屋外広告物に係る行為の制限については、会津若松市独自の屋外広告物条例の制定に向け、地域の景観特性に応じた基準を定めていきます。

1. 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、にぎわいのある商業地の演出など、良好な景観を形成する重要な要素のひとつである一方、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要因にもなります。

このことから、地域の景観特性に応じた屋外広告物の景観形成基準を定め、周辺の景観と調和が保たれるよう規制・誘導をしていきます。

2. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

1) 景観計画区域（景観重点地区を除く市全域）

○これまで都市計画区域内であった規制区域を、景観計画区域である市全域に拡大し、屋外広告物の色彩、高さ、表示面の大きさなどの基準を定め、質の高い屋外広告物の表示を適切に誘導していきます。

○大規模な屋外広告物は周辺景観への影響が大きいことから、色彩等について基準の上乗せを行い、良好な景観の形成を図っていきます。

2) 景観重点地区

○景観重点地区においては、景観形成の基本方針及び景観形成基準に示す各地区ごとの景観特性に応じた基準を定め、周辺と調和した良好な景観の形成を図っていきます。